

# 大阪教育大学附属幼稚園食育研究会規約

## 第1章 名称

第1条 本会は、大阪教育大学附属幼稚園食育研究会とします。

## 第2章 事務所

第2条 本会の事務所は、大阪市内に置きます。

## 第3章 目的

第3条 本会は、就学前教育における食育の推進をはかり、幼児期からの心と体の健康など豊かな人間性の育成を図ることを目的とします。

## 第4章 事業

第4条 本会は前条に規定する目的を達成するため、下にかかげる事業を行います。

1. 就学前教育における食育のあり方や効果を研究する。
2. 研究の成果を広く発信し、食育の必要性を伝える。
3. 附属幼稚園の給食について同園並びに同PTAと連絡協議して、その活動を支援する。
4. 前各号の他、本会の目的を達成するために必要な広報、厚生、文化その他の事業を行う。

## 第5章 方針

第5条 本会は、幼児の食育振興を本旨とし、附属幼稚園の教育の内容に干渉するものではありません。

## 第6章 会員

第6条 本会は本会の趣旨に賛同する個人で、書面による申込書を提出し、役員会の承認を受けたものを会員とします。会員期間は入会年の4月1日より翌年3月31日までとします。

## 第7章 役員

第7条 本会の役員、およびその任務は、次の通りとします。

1. 会長 1名 本会を代表し、各種の会議を招集し、会務を総括します。
2. 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故ある時、その職務を代行します。
3. 書記 1名 本会の議事ならびに会の活動に関する重要事項を記録し、保管します。
4. 会計 1名 本会の会計を管理します。
5. 監事 2名 本会の会計および会務を監査します。

第8条 第1項に定める役員は、会員の互選により選出します。

第9条 役員任期は1年とします。ただし、再任を妨げません。

## 第8章 総会

第10条 この会の総会は原則として毎年1回開催しますが、会長が必要と認めた時、または会員の4分の1以上が会議の目的を示して開催を要求した時、臨時総会を開くことができます。

第11条 総会の定足数は会員数の4分の1とし、議事は議決権のある出席者の過半数により決します。

第12条 総会は、以下の事項について議決します。

1. 会則、事業等の変更
2. 解散
3. 事業計画および収支予算並びにその変更
4. 事業報告および収支決算
5. 役員を選任又は解任
6. その他会の運営に関する重要事項

#### 第9章 役員会

第13条 役員会は役員をもって構成します。

第14条 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決します。

#### 第10章 会計

第15条 この会の経費は会員の寄附金をもってします。

第16条 寄附は一口800円とし、口数の上限はありません。

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第18条 本会の予算、および決算は総会の承認を要します。

#### 第11章 退会

第19条 本会は退会の意志を会長に書面により届け出ることによって、退会することができます。

第20条 退会に際し、既納の寄附金は返還いたしません。

#### 第12章 雑則

第21条 本規約は総会において、出席者の過半数の賛成により、改正することができます。

第22条 本会は必要に応じて附属幼稚園の教職員から、本会の運営に関する意見を聞くことができます。ただし、教職員が議決に加わることはできません。

#### 附則

この規約は、平成26年9月11日から施行します。

平成27年4月22日一部改正